

# 姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施要綱

平成29年 7月 1日制定

令和 元年10月 1日改正

令和 2年 3月31日改正

令和 2年 4月 1日改正

令和 3年 3月19日改正

令和 3年 9月24日改正

## (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に同法第19条の2第2項第1号に基づき、当該小慢児童等を居宅において一時的に介護者に代わって、必要な療養上の看護、日常生活の世話、その他必要な支援（医師の指示による医療行為及び入浴等人員を要する行為等を除く。）（以下「療養生活支援」という。）を実施することにより、小慢児童等を介護する家族等の負担を軽減し、小慢児童等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (実施方法)

第2条 この事業は、市が第4条に規定する訪問看護事業者と療養生活支援の実施について委託契約を締結し、療養生活支援の利用実績に応じて委託料を支払うことにより実施する。

## (対象者)

第3条 療養生活支援を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する小慢児童等とする。

- (1) 姫路市に住所を有すること。
- (2) 医療的ケアが必要であり、訪問看護を現に利用し、又は訪問看護を利用する必要があること。

(3) 小慢児童等の介護を行う者が休養をとる必要が生じたこと、病気にかかったことその他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったこと。

(実施訪問看護事業者)

第4条 療養生活支援を受託することができる訪問看護事業者は、指定小児慢性特定疾病医療機関（児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）とする。

2 療養生活支援を受託しようとする指定小児慢性特定疾病医療機関は、姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申出書を受領したときは遅滞なく、当該指定小児慢性特定疾病医療機関と委託契約を締結するものとする。

(利用申請)

第5条 療養生活支援を利用しようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、小児慢性特定疾病児童等療養生活支援申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、療養生活支援の利用の承認又は不承認を決定する。

3 市長は、前項の決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童等療養生活支援利用承認通知書兼利用券（様式第3号）（以下「利用券」という。）又は小児慢性特定疾病児童等療養生活支援利用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 療養生活支援を利用することができる時間数は、年度毎に対象者1人当たり98時間以内とし、1回当たり7時間以内とする。

5 療養生活支援の利用を承認した場合における当該承認の期間は、市長が当該利用の承認をした日の属する年度末日までとする。

(契約訪問看護事業者への申込)

第6条 前条第2項の規定による利用の承認を受けた保護者（以下「利用者」という。）

は、第4条第3項の規定により委託契約を締結した指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「契約訪問看護事業者」という。）あらかじめに連絡の上、小児慢性特定疾病児童等療養生活支援利用申込書（様式第5号）に利用券を添えて、直接申し込むものとする。

- 2 契約訪問看護事業者は、利用申込書を受理したときは、その利用について調整を行い、受入の可否について利用申込書に記入し、その写しを市長に提出するものとする。

（療養生活支援の終了）

第7条 契約訪問看護事業者は、対象者の療養生活支援が終了したときは、利用券に利用年月日、時間、時間残数及び訪問看護事業者名を記入し、利用者に返却するものとする。

（委託料の額）

第8条 療養生活支援の実施に係る委託料の額は、別表第1のとおりとする。

（委託料の請求）

第9条 契約訪問看護事業者は、対象者の療養生活支援を実施したときは、実施日の属する月の翌月に小児慢性特定疾病児童等療養生活支援実施報告書（様式第6号）及び小児慢性特定疾病児童等療養生活支援委託料請求書（様式第7号）を市長に提出し、委託料を請求をするものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに委託料を支払うものとする。

（利用者負担額）

第10条 利用者は、対象者が療養生活支援を利用したときは、別表第2に掲げる利用者負担額を市長の請求に基づき支払うものとする。

（変更の届出等）

第11条 利用者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに小児慢性特定疾病児童等療養生活支援利用資格変更届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

- (1) 対象者の氏名、住所又は連絡先
- (2) 対象者の主な介護者の氏名、性別、生年月日又は小児慢性特定疾病児童等との続柄

2 利用者は、利用券を紛失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、小児慢性特定疾病児童等療養生活支援利用券再交付申請書（様式第9号）を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

（利用の承認の取消し等）

第12条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第2項の規定による承認を取り消すことがある。

(1) 小慢児童等が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が偽りその他不正の行為により第6条第2項の規定による承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、小児慢性特定疾病児童等療養生活支援利用承認取消通知書(様式第10号)により利用者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様

式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。